



福岡県医師会第797号（地）

令和3年 6月10日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について

新型コロナワクチンについては、令和3年4月19日付福岡県医発第225号（地）「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」をもって、4月19日の週までに配送されたワクチンについては、本来用途とは異なる接種対象者への用途として接種を行った分については、後日郵送される融通先用途向けのワクチンを本来用途の接種対象者に使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにする旨、お知らせいたしました。

今般、厚生労働省より、日本医師会を通じて、医療従事者等向け接種に用いる新型コロナワクチンについては、5月10日配送をもって医療従事者等の数を上回る量の出荷を終えたところですが、未使用のワクチンが残っている一方で、冷蔵庫や冷凍庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が生じていること等を踏まえ、残存ワクチンの有効活用を図るべく、別添の事務連絡が発出された旨、連絡がありました。

概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

□ワクチンの用途制限の更なる緩和について

4月19日以前に医療従事者等向けとして配送されたワクチンを高齢者向けとして融通を受けた医療機関は、融通元の医療機関の求めがない限り、融通元の医療機関へ再融通しなくてもよいこととする。医療従事者等への接種が具体的に予定されていないワクチンは、他施設への融通を含め、高齢者向けの接種に使用すること。

□冷凍及び冷蔵による適切な保管について

冷凍庫や冷蔵庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が発生していること等を踏まえ、改めて以下の点に留意すること。

定期的に庫内の温度を確認すること

定期的に冷凍庫のコンセントが接続されていることを確認すること

定期的に冷凍庫の扉が開いていないか確認すること

必要に応じて蓄冷剤を併用することで庫内温度を保つこと

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について

新型コロナワクチンについては、令和3年4月7日（健Ⅱ21F）「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」をもって、4月19日の週までに配送されたワクチンについては、本来用途とは異なる接種対象者への用途として接種を行った分については、後日郵送される融通先用途向けのワクチンを本来用途の接種対象者に使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにする旨、お知らせいたしました。

今般、厚生労働省より、医療従事者等向け接種に用いる新型コロナワクチンについては、5月10日配送をもって医療従事者等の数を上回る量の出荷を終えたところであるが、未使用のワクチンが残っている一方で、冷蔵庫や冷凍庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が生じていること等を踏まえ、残存ワクチンの有効活用を図るべく、各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。概要は下記の通りです。

つきましては、貴会におかれましても郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

■ ワクチンの用途制限の更なる緩和について

4月19日以前に医療従事者等向けとして配送されたワクチンを高齢者向けとして融通を受けた医療機関は、融通元の医療機関の求めがない限り、融通元の医療機関へ再融通しなくてもよいこととする。医療従事者等への接種が具体的に予定されていないワクチンは、他施設への融通を含め、高齢者向けの接種に使用すること。

■ 冷凍及び冷蔵による適切な保管について

冷凍庫や遺贈子不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が発生していること等を踏まえ、改めて以下の点に留意すること。

定期的に庫内の温度を確認すること

定期的に冷凍庫のコンセントが接続されていることを確認すること

定期的に冷凍庫の扉が開いていないか確認すること

必要に応じて蓄冷剤を併用することで庫内温度を保つこと

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 26 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について

医療従事者等向け接種に用いる新型コロナワクチン（ファイザー社ワクチン。以下単に「ワクチン」という。）については、5月10日の週配送分で、各都道府県から全国知事会に報告された医療従事者等の数（約 480 万人）を上回る量の出荷を終えたところです。

また、新型コロナワクチンについては、「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」（令和3年4月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「4月2日付け事務連絡」という。）において、4月19日の週までに配送されたワクチンについては、本来用途とは異なる接種対象者への用途（融通先用途）として接種を行った分については、本来用途に係る接種対象者に対し、後日配送される融通先用途向けのワクチンを使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにすることとしました。

現在、一部の医療機関等において医療従事者等向けの接種を終えたにもかかわらず、未使用のワクチンが残っている一方で、冷凍庫や冷蔵庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が生じていることなどを踏まえ、残存ワクチンの有効活用を図るべく、下記のと通りの取扱いとすることとしますので、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 ワクチンの用途制限の更なる緩和について

4月2日付け事務連絡において、ワクチンの使用用途制限の緩和についてお示ししたところですが、4月19日以前に医療従事者等向けとして配送されたワクチンを高齢者向けとして融通を受けた医療機関については、融通元の医療機関の求めがない限り、後に配送されたワクチンを、融通元の医療機関に再融通しなくてよいこととします。医療従事者等への接種が具体的に予定されていないワクチンについては、他施設への融通を含め、高齢者向けの接種に使用することとしてください。

特に、ワクチンの有効期間を踏まえ、期限切れとなり、ワクチンを廃棄することのないよう、ワクチンの迅速な使用をお願いします。

2 冷凍及び冷蔵による適切な保管について

ワクチンは適切な温度帯で一定期間の保管が認められているところ、温度逸脱によるワクチン廃棄のないよう、超低温冷凍庫（-75℃）については、「超低温冷凍庫の適正使用について」（令和3年3月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、専用ブレーカーを備えた専用回路の使用その他の適正使用の徹底をお願いしたところです。

これは、ワクチンの解凍後に冷蔵保管を行う場合も含めて当てはまることであるほか、当該事務連絡の発出後も冷凍庫や冷蔵庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が発生していること等も踏まえ、改めて以下の点についてご留意願います。

- 定期的に庫内の温度を確認すること。
- 定期的に冷凍庫のコンセントが接続されていることを確認すること。
- 定期的に冷凍庫の扉が開いていないか確認すること。（頻繁な開閉や長時間の扉の開放は庫内温度の上昇に繋がる。）
- 必要に応じて蓄冷剤を併用することで庫内温度を保つこと。

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 28 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向けに配分されたワクチンの有効活用について（訂正）

医療従事者等向け接種に用いる新型コロナワクチン（ファイザー社ワクチン。以下単に「ワクチン」という。）については、5月10日の週配送分で、各都道府県から全国知事会に報告された医療従事者等の数（約 480 万人）を上回る量の出荷を終えたところです。

また、新型コロナワクチンについては、「ワクチンの使用用途制限の緩和等について」（令和3年4月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「4月2日付け事務連絡」という。）において、4月19日の週までに配送されたワクチンについては、本来用途とは異なる接種対象者への用途（融通先用途）として接種を行った分については、本来用途に係る接種対象者に対し、後日配送される融通先用途向けのワクチンを使用できることを確認の上で、それぞれの優先接種が確実に行われるようにすることとしました。

現在、一部の医療機関等において医療従事者等向けの接種を終えたにもかかわらず、未使用のワクチンが残っている一方で、冷凍庫や冷蔵庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が生じていることなどを踏まえ、残存ワクチンの有効活用を図るべく、下記のとおりのお取り扱いとすることとしますので、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 ワクチンの用途制限の更なる緩和について

4月2日付け事務連絡において、ワクチンの使用用途制限の緩和についてお示ししたところですが、4月19日以前に医療従事者等向けとして配送されたワクチンを高齢者向けとして融通を受けた医療機関については、融通元の医療機関の求めがない限り、後に配送されたワクチンを、融通元の医療機関に再融通しなくてよいこととします。

自施設において医療従事者等への接種が具体的に予定されていない場合は、高齢者を含む一般住民向け接種への使用、他施設への融通等により、迅速にワ

クチンを使用するようお願いします。

特に、ワクチンの有効期間による期限切れで、ワクチンを廃棄することのないようご留意願います。

2 冷凍及び冷蔵による適切な保管について

ワクチンは適切な温度帯で一定期間の保管が認められているところ、温度逸脱によるワクチン廃棄のないよう、超低温冷凍庫（-75℃）については、「超低温冷凍庫の適正使用について」（令和3年3月2日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、専用ブレーカーを備えた専用回路の使用その他の適正使用の徹底をお願いしたところです。

これは、ワクチンの解凍後に冷蔵保管を行う場合も含めて当てはまることであるほか、当該事務連絡の発出後も冷凍庫や冷蔵庫の不適切な取扱い等により未使用ワクチンが使用不可となる事案が発生していること等も踏まえ、改めて以下の点についてご留意願います。

- 定期的に庫内の温度を確認すること。
- 定期的に冷凍庫のコンセントが接続されていることを確認すること。
- 定期的に冷凍庫の扉が開いていないか確認すること。（頻繁な開閉や長時間の扉の開放は庫内温度の上昇に繋がる。）
- 必要に応じて蓄冷剤を併用することで庫内温度を保つこと。

以上